

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（**廃止**・縮減）

（総務省）

制 度 名	社会・地域貢献準備金		
税目（条文番号）	法人税（租税特別措置法第 57 条の 9、第 68 条の 58 の 2）		
見 直 し の 内 容	社会・地域貢献準備金を経過措置を講じた上で廃止		
	平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （－百万円）	
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	<p>社会・地域貢献基金については、日本郵政株式会社法により積み立てることが義務付けられており、租税特別措置法により積立期間（10 年間）終了後、10 年の据置期間を経て、積立金額を 10 で除した金額を各事業年度の所得の計算上、益金に算入する課税の繰延措置が講じられている。</p> <p>次期国会に提出を予定している郵政改革関連法案において、社会・地域貢献基金は廃止されることになっていることから、同基金に係る社会・地域貢献準備金を廃止することとする。</p> <p>基金を廃止し、当該廃止事業年度の所得の計算上、当該積立金額に相当する金額を益金に算入することとした場合には一時に税負担が生じることとなり、多額の資金流出が想定される。</p> <p>他方、同法案の成立により、日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社の 3 社は合併し郵便局で一体的なサービス提供を行うこととなるが、そのために必要となるシステム改修、郵便局のサインの変更等、大規模な資金需要が予測される。</p> <p>このため、郵政改革に伴う社会・地域貢献基金の廃止に関し、日本郵政株式会社に積み立てられている当該積立金の取崩しについて、経過措置として、現行の繰延措置にならい、10 年間において均等に各事業年度の所得の計算上、益金に算入する課税の繰延措置を講ずることにより、日本郵政株式会社の内部留保を確保し、郵政改革の確実かつ円滑な実施を図る。</p>		